

## 公 表 第 1 0 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年7月22日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成27年度

部局名： 北野総合支所

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	補助金の交付事務において、決裁終了後に行うこととされている相手方への交付決定通知書を送付していないものがある。	ご指摘後直ちに相手方に交付決定通知書を送付しました。今後は、久留米市補助金等交付規則第7条第1項の遵守を徹底いたします。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成27年度

部局名： 田主丸総合支所

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	財産管理 事務 1 公の施設への自動販売機の設置に係る行政財産使用許可において、使用料の算定を誤っているものがある。	すみやかに使用料の算定誤りを確認し、不足した使用料の追加徴収の手続きを行い収納しました。
指摘事項	財務監査	財産管理 事務 2 公有財産上、行政財産に区分されている土地について、普通財産として使用貸借契約を締結し、賃料を収入しているものがある。どちらに区分することがより適切であるか整理し、それに応じた対応を行われない。	ご指摘を受け、普通財産として整理するため、平成28年4月1日付けで行政財産の用途廃止手続きを行いました。
意見	事務監査	田主丸総合支所区域における有線放送については、一定の有益性も認められてはいるが、今後も存続させるのであれば、その放送内容等に照らし、運営主体となるべきものや、受益者として運営費用を負担すべきものに関し、新たな運営形態の可能性等も含めて見直すことを検討されたい。	平成27年度の有線放送運営委員会において、今後の有線放送事業の運営について意見交換を行いました。 引き続き、全市的な情報伝達手段の状況を見極めながら、関係団体、関係部局と連携し有線放送のあり方について検討を進めます。